

# 八尾柘原町動物整備協会賛助会則規定

平成23年4月10日

- 第1条 本規定は賛助会則に関し、その細則を定めるものである。
- 第2条 本整備協会の主旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人、又は法人は、本整備協会の賛助会則たる資格を有する。
- 第3条 本整備協会の賛助会則たらんとする者は、正会則1名の紹介を待て所定の1会則申込書を本整備協会宛に提出すること。
- 第4条 役員会は1会則の申込があったときは、1会則承認の可否を直近の役員会で決定するものとする。
2. 役員会の1会則承認のあった賛助会則は、賛助会則の年会費を支払った日から賛助会則となるものとする。
- 第5条 賛助会則の1年分の会費（年会費という）は10万円とし、毎年徴収する。
2. 賛助会則は役員会の1会則承認のあった日から1カ月以内に向こう1年間の賛助会則年会費を支払わなければならない。
  3. 賛助会則は会則になった日から1年間を経過したとき、継続する場合はその日から向こう1年間の年会費を支払わなければならない。
  4. 賛助会則については、1会金を徴収しない。
- 第6条 賛助会則は総会、その他の各種会合に出席し、意見を述べることができる。  
但し賛助会則は本整備協会の役員となることができない。又表決権も有しない。
2. 本整備協会は、1会直近の会則手帳に年1回無料で賛助会則が希望する住所・団体名又は氏名等を掲載する。（但し、特別な指定文字・写真・イラスト等については別途版下等の費用を負担しなければならない。）
  3. 本整備協会は、賛助会則に対し、会則手帳・総会資料等を無料で配布する。
- 第7条 正会則は賛助会則として適当と思われる個人・法人に本整備協会の主旨を説明し、賛助会則を勧誘するよう努めるものとする。
- 第8条 退会を希望する賛助会則は、退会届を整備協会会長に提出する。
2. 本会は賛助会則年会費を1年経過後の3月以内に納付しなかったものは、退会したものとみなすことができる。
- 第9条 本協会の賛助会則規程は平成23年4月10日より実施する。

八尾柘原町動物整備協会会長 殿

平成 年 月 日

申 込 書

-----